

研 究

大阪市の児童発達支援事業所および
放課後等デイサービス事業所における
発達障がい児支援状況に関する調査峯 川 章 子^{1,2)}

〔論文要旨〕

平成24年4月に改正児童福祉法が施行され、児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所の数は著しく増加し、発達障がい児も、身近な地域の指定事業所において支援を受けることが可能になってきた。このような状況を踏まえ、今後更なる発達障がい児支援の充実に資するために、平成28年4月1日現在指定されている大阪市内の「児童発達支援事業所」および「放課後等デイサービス事業所」計288ヶ所を対象に、自記式アンケート調査を実施し、事業所の発達障がい児の受け入れ状況、障がい児への支援内容、課題等の現状について調査し、得られた結果を解析した。その結果、発達障がい児への支援においては、発達検査などの客観的な評価をもとに作成された個別支援計画に沿って療育を行っている事業所はまだ少ないことが示された。今後、支援機関の専門性等の資質の向上や充実が課題であると考えられた。また、行政機関では、事業所の質の向上や均霑化のため、事業所への支援や情報提供の取り組みが期待される。

Key words：発達障がい，児童発達支援，放課後等デイサービス，療育，発達支援

I. はじめに

発達障害者支援法の施行から10年以上が経過し、「発達障がい」という名称は広く知られてきており、さまざまな施策が推進されている。大阪市内においても、平成25年4月に、福祉局に属する心身障がい者リハビリテーションセンター内に「発達障がい者支援室」が設置され、部局横断的な取り組みが実施されてきた¹⁾。平成24年4月施行の改正児童福祉法により、障害者自立支援法に基づくサービスであった児童デイサービスが、「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」に移行し、発達障がい児を含めた障がい児が、障がい種別にかかわらず、身近な地域の指定事業所において支援を受けられるようになった。大阪市内での指定事業所数も、平成24年度第2回大阪市障がい者施策

推進協議会での報告資料（以下、平成24年度調査）²⁾では81ヶ所であったが、平成28年4月1日現在では、288ヶ所と増加している³⁾。児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の増加を背景に、児童発達支援の内容や提供体制の充実が急務である。厚生労働省は、「放課後等デイサービスガイドライン」⁴⁾（平成24年7月）および「児童発達支援ガイドライン」⁵⁾（平成29年7月）を策定し、児童発達支援事業の質の向上を図ることとしている。

II. 目 的

本研究の目的は、発達障がい児が利用している児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所での実態を把握することによって、療育の質の均霑化や今後の更なる発達障がい児支援の充実に向けて活用を

Survey on Supports for Children with Developmental Disorders at Establishments of
“Developmental Support for Children” and “After School Day Services” in Osaka City
Akiko MINEKAWA

〔2973〕

受付 17.12. 1

採用 19. 7. 3

- 1) 大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター診療所小児科（医師）
- 2) 大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室

図ることである。そのために、大阪市内の児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所における発達障がい児の受け入れ状況や支援内容、課題等の現状について調査し検討した。

Ⅲ. 対象および方法

1. 調査対象と調査期間

平成28年4月1日現在、大阪市内で指定を受けている「児童発達支援事業所」(203ヶ所)および「放課後等デイサービス事業所」(283ヶ所)の計288事業所(重複あり)を調査対象とし(図、表1)、郵送法により本調査研究の趣旨を説明する文書とともに無記名自記式アンケート調査用紙を送付した。回収はFAXにて行った。アンケート調査用紙は、平成28年4月に送付し、6月15日までを回収期間とした。なお、本調査は大阪市個人情報保護条例に従って実施し、データの解析にあたっては「大阪市における保健衛生事業に関するデータ取扱指針」に則って倫理的配慮を行ったうえで実施した。

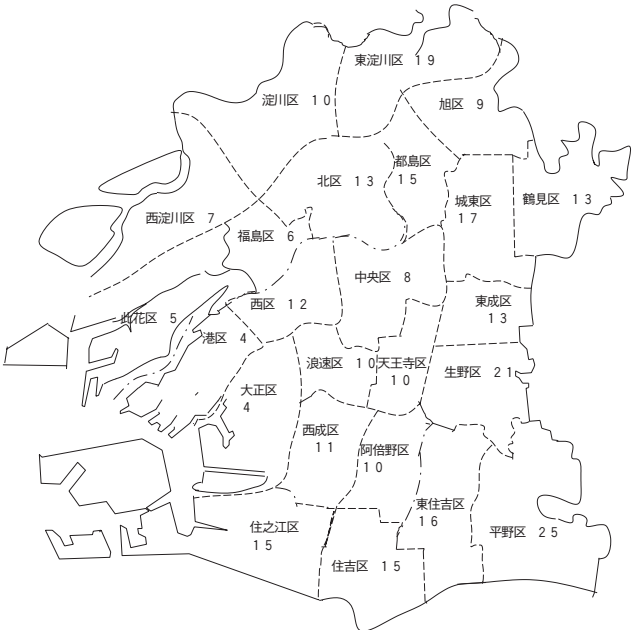


図 区別事業所数(平成28年4月1日現在)

2. 調査内容

i. 事業所の整備概要

各事業所の事業種別、定員、発達障がい児の受け入れ状況について質問を行った。

ii. 支援の状況

各事業所で支援を行っている職員の職種、支援手法や支援内容、研修の実施状況や課題について質問を行った。

Ⅳ. 結 果³⁾

アンケート調査用紙の回収数は192事業所で、回収率は66.7%であった。児童発達支援事業所は203ヶ所中131ヶ所(64.5%)から、放課後等デイサービス事業所は283ヶ所中187ヶ所(66.1%)からそれぞれ回答が得られた。事業所種別での回収率の差異はみられなかった(表1)。

1. 事業所の整備状況

i. 事業種別事業所数および定員の状況

回答のあった192事業所のうち、未就学児を対象とした児童発達支援事業所と、就学児を対象とした放課後等デイサービス事業所の両方を実施している事業所が126ヶ所(65.6%)と約2/3を占め、単独実施の事業所は、放課後等デイサービスのみが61ヶ所(31.8%)、児童発達支援のみが5ヶ所(2.6%)であった(表2)。

今回の調査で回答が得られた192事業所での受け入れ定員総数は2,695人であった(表2)。調査時の大阪市全体の児童発達支援事業所288事業所の受け入れ定員総数5,118人であり、今回回答が得られたのはその

表1 大阪市内の対象事業所数と回答状況
(n=288)

事業所種別	事業所数	回答事業所数(%)
児童発達支援事業所	203	131(64.5)
放課後等デイサービス事業所	283	187(66.1)
全事業所数	288	192(66.7)

表2 大阪市内の事業種別事業所数および定員数

(n=192)

事業種別	事業所数(%)	未就学	就学	計
児童発達支援・放課後等デイサービス両方を実施	126(65.6)	970人	1,070人	2,040人
放課後等デイサービスのみ	61(31.8)	0人	605人	605人
児童発達支援のみ	5(2.6)	50人	0人	50人
計	192(100.0)	1,020人	1,675人	2,695人

うちの52.7%であった。平成24年度調査²⁾時に回答が得られた81事業所の受け入れ定員数1,119人であり、今回の回答が得られた事業所の受け入れ人数はこの約2.4倍であった。

ii. 発達障がい児の受け入れ状況

発達障がい児の受け入れ「あり」と回答したのは、192事業所のうち180事業所（93.8%）であった（表3）。180事業所における発達障がい児の利用状況をみると、未就学児は登録児1,220人のうち982人（80.5%）が145事業所を利用し、就学児は登録児3,798人のうち2,670人（70.3%）が127事業所を利用していた（表4）。平成24年度調査時には、未就学児では登録児420人に対して発達障がい児は289人（68.8%）、就学児では1,816人に対して1,058人（58.3%）であり、今回の調査では、発達障がい児の割合は未就学児では平成24年度調査時の68.8%から80.5%へ、就学児では58.3%から70.3%へとそれぞれ約10ポイント増加がみられていた。発達障がい児の利用者のうち、知的発達の遅れを伴わない高機能発達障がい児の割合は、未就学児で5.5人に1人、就学児では6人に1人であった。なお、今回の調査では「発達障がい」の定義は発達障害者支援法に基づいて実施されている。また今回の調査での受け入れ児童に関する「発達障がい」の診断はそれぞれの医療機関で実施されており、診断分類に關しての調査は実施していない。

2. 支援の状況

i. 支援の形態

支援の形態については、個別支援のみ実施している事業所が20ヶ所、集団支援のみ実施している事業所が25ヶ所であった。個別支援と集団支援の両方を実施している事業所が147ヶ所と最も多くみられた（表5）。

ii. 支援の手法

療育に用いている支援手法について複数回答可で質問を行った。その結果、マカトンサインやソーシャルスキルトレーニング（SST）のようなコミュニケーション支援を実施している事業所が122ヶ所（67.8%）と最も多く、次いで視覚支援が119ヶ所（66.1%）、感覚統合療法が86ヶ所（47.8%）で行われていた（表6）。

iii. 支援を実施している職員

支援にあたっている職種について複数回答可で質

表3 事業所での発達障がい児の受け入れの有無
(n=192)

発達障がい児受け入れ	事業所数 (%)
あり	180 (93.8)
なし	11 (5.7)
無回答	1 (0.5)

表4 発達障がい児の利用状況（登録児童数）について
(n=180)

	登録児童数	発達障がい児 (うち、高機能発達障がい児)
未就学児	1,220人	982人 (221人)
就学児	3,798人	2,670人 (633人)
計	5,018人	3,652人 (854人)

表5 支援形態
(n=180) 複数回答

支援の形態	事業所数 (%)
個別	20 (11.1)
集団	25 (13.8)
個別・集団の併用	147 (81.6)
無回答	2 (1.1)

表6 導入している支援手法
(n=180) 複数回答

支援手法	事業所数 (%)
視覚支援	119 (66.1)
感覚統合	86 (47.8)
コミュニケーション支援(マカトンサイン, SST 等)	122 (67.8)
その他 (音楽療法, 学習支援等)	54 (30.0)
無回答	3 (1.7)

表7 従事している職員の職種
(n=180) 複数回答

職 種	事業所数 (%)
児童指導員	137 (76.1)
保育士	105 (58.3)
臨床心理士	19 (10.6)
言語聴覚士	8 (4.4)
理学療法士・作業療法士	12 (6.7)
介護福祉士	27 (15.0)
その他 (社会福祉士, 看護師, 教員, 音楽療法士など)	41 (22.8)
無回答	3 (1.7)

問を行った。児童指導員を配置している事業所は137ヶ所（76.1%）であり、保育士は105ヶ所（58.3%）で配置されていた。また、臨床心理士は19ヶ所（10.6%）、理学療法士・作業療法士は12ヶ所（6.7%）、言語聴覚士は8ヶ所（4.4%）で配置されていた（表7）。

表8 個別支援計画作成のためのアセスメント方法
(n=180) 複数回答

アセスメントの方法	事業所数 (%)
保護者からの情報	50 (27.8)
行動観察等	29 (16.1)
発達検査・知能検査	30 (16.6)
その他 (ケース会議による等)	21 (11.7)
無回答	68 (37.8)

表9 支援にあたっての連携先
(n=180) 複数回答

連携先	事業所数 (%)
保育園 (所)	52 (28.9)
幼稚園・学校	130 (72.2)
医療機関	32 (17.8)
区役所等行政機関	13 (7.2)
相談支援事業所	23 (12.8)
他事業所	17 (9.4)
児童発達支援センター	2 (1.1)
大阪市発達障がい者支援センター(エルムおおさか)	2 (1.1)
その他	6 (3.3)
連携なし	20 (11.1)

iv. 支援計画作成のためのアセスメント方法

療育開始時の支援計画作成のためのアセスメントについては、全回答の中で、「無回答」とした事業所が68ヶ所 (37.8%) で最も多く、「保護者からの情報」に基づいて実施している事業所は50ヶ所 (27.8%) であった。発達検査などの客観的な評価を実施している事業所は30ヶ所 (16.6%) に留まっていた (表8)。

v. 支援のための機関連携

支援をより充実させるために連携している機関について質問を行った。今回の調査は行政が実施主体であったため、連携先の選択肢については、行政上の所管に従って「幼稚園・学校」、「保育園 (所)」という項目となっている。児童の所属先であると考えられる「幼稚園・学校」が全回答の中で130ヶ所 (72.2%) と最も多く、次いで「保育園 (所)」が52ヶ所 (28.9%) であった。ほかには「医療機関」が32ヶ所 (17.8%)、「相談支援事業所」23ヶ所 (12.8%)、「区役所等行政機関」13ヶ所 (7.2%) であった。一方で、「連携なし」と回答した事業所も20ヶ所 (11.1%) あった (表9)。

vi. 保護者支援

保護者支援については、全回答の中で「個別面談」を実施していると回答した事業所が150ヶ所 (83.3%) であり、次いで、「保護者研修会」を実施

表10 保護者への支援・研修
(n=180) 複数回答

実施内容	事業所数 (%)
保護者研修会	37 (20.6)
グループ指導	5 (2.8)
個別面談	150 (83.3)
その他	15 (8.3)

表11 発達障がい児の受け入れ不可能な理由
(n=11)

理由	事業所数 (%)
職員数不足	1 (9.1)
職員の専門性	1 (9.1)
その他 (利用希望がない等)	7 (63.6)
無回答	2 (18.2)

表12 発達障がい児の追加受け入れ可能人数
(n=180)

受け入れ可能人数	事業所数 (%)
0人 (空白)	72 (40.0)
1～3人	35 (19.4)
4～5人	25 (13.9)
6～10人	36 (20.0)
11人以上	12 (6.7)

していると回答した事業所が37ヶ所 (20.6%) であった (表10)。

3. 支援に関する課題

i. 発達障がい児の受け入れ状況

表3に示したように、発達障がい児の受け入れが「ない」と回答した事業所は11ヶ所 (5.7%) であった。その11ヶ所の事業所に対して、受け入れを行っていない理由について質問を行った。明確に不可能な理由を答えた事業所は2ヶ所であり、「職員数不足」と「職員の専門性」を理由として挙げていた (表11)。なお「発達障がい児の受け入れがない」と答えた事業所の中には、「利用希望がない」ために受け入れがないという事業所が2ヶ所含まれていた。

調査時、発達障がい児の受け入れを実施している事業所のうち、追加受け入れ可能人数は「0人」と回答した事業所が72ヶ所 (40.0%) でみられたが、それ以外の108事業所 (60.0%) では、追加受け入れ可能であると回答していた (表12)。

ii. 支援や受け入れにあたっての課題

「支援にあたって不足している」と事業所が考えて

表13 支援にあたって不足している要素
(n=180) 自由記述

不足要素	事業所数(%)
知識・経験（職員のスキル）	42 (23.7)
社会・学校園*・施設・家庭の理解	26 (14.7)
学校園*, 関係機関との連携	25 (14.1)
(専門的指導ができる) スタッフ数	22 (12.4)
専門性を学ぶ機会	19 (10.7)
保護者支援	9 (5.1)
スペース・療育用具	8 (4.5)
支援等に関する情報	7 (4.0)
専門的支援機関・医療機関	6 (3.4)
相談支援機関の不足	4 (2.3)
その他	9 (5.1)

*: 幼稚園, 保育所, 小学校, 中学校を指す。

表14 受け入れに関する課題
(n=180) 自由記述

課題内容	事業所数(%)
知識・経験（職員のスキル）	14 (13.5)
(専門的指導ができる) スタッフ数	11 (10.6)
障がいの種別・程度・特性に応じた対応	11 (10.6)
保護者支援・保護者対応	11 (10.6)
受入事業所・定員枠・開設時間	8 (7.7)
学校園*, 関係機関との連携	8 (7.7)
スペース・設備	6 (5.8)
不登校児童・他害児童への対応	6 (5.8)
本人・保護者の障がい受容	4 (3.8)
性・思春期の問題への対応	4 (3.8)
専門性等を学ぶ機会	2 (1.9)
運営費	1 (1.0)
相談支援機関の充実	1 (1.0)
その他	8 (7.7)

*: 幼稚園, 保育所, 小学校, 中学校を指す。

表15 職員の知識・質の維持のための実践方法
(n=180) 複数回答

実践方法	事業所数 (%)
内部研修会の開催	130 (72.2)
外部研修への参加	129 (71.7)
他施設の見学	26 (14.4)
その他	3 (1.7)
無回答	17 (9.4)

その他: 区の子育て支援部会への参画, 区内同種事業者との意見交換会, 書籍等購入による自主学習

いる要素について自由記述にて回答を得た。職員に関する項目では、「知識・経験（職員のスキル）」や「(専門的指導ができる) スタッフ数」と回答した事業所がそれぞれ42ヶ所(23.7%)と22ヶ所(12.4%)であった。また、「専門性を学ぶ機会」と回答した事業所が

19ヶ所(10.7%), 「支援等に関する情報」と回答した事業所が7ヶ所(4.0%)でみられており, 上記の「知識・経験（職員のスキル）」を向上させるための資源の不足に関する項目を挙げていた。児童の発達を支援していくために必要となる「社会・学校園（「学校園」は幼稚園・保育所・小学校・中学校を指す）・施設・家庭の理解」は26ヶ所(14.7%)で回答されており, 「学校園, 関係機関との連携」は25ヶ所(14.1%), 「保護者支援」は9ヶ所(5.1%)の事業所で回答があった(表13)。

また, 「受け入れに関する課題」について, 自由記述で質問を行ったところ, 上記同様に「知識・経験（職員のスキル）」に関する記述が14ヶ所(13.5%)で, 「(専門的指導ができる) スタッフ数」の項目に関しても11ヶ所(10.6%)で記述がみられ, 職員に関することが最も多く挙げられていた。次いで「障がいの種別・程度・特性に応じた対応」と回答した事業所が11ヶ所(10.6%)でみられ, 「保護者支援・保護者対応」についても11ヶ所(10.6%)が回答していた(表14)。

事業所や職員が, 知識や療育の質の維持のために行っている実践に関する質問では, 最も多く回答が得られた項目は「内部研修会の開催」であり, 130ヶ所(72.2%)で回答が得られた。次いで「外部研修への参加」と回答した事業所が129ヶ所(71.7%)であった。「無回答」であった事業所は17事業所(9.4%)に留まっており, 9割を超える事業所が何らかの取り組みを行っていることが明らかとなった(表15)。

V. 考 察

1. 事業所の整備状況

平成25年4月に施行された障害者総合支援法の基本理念に基づき, 発達障がい児が実際に生活する環境に適応しやすくなる支援が重要視されるようになった。その後, 平成28年に改正された児童福祉法により児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所は量的に拡充され, 住民が身近な地域において, 障がい福祉サービスを利用しやすくなってきていると考えられる。今回の調査から, 多くの発達障がい児が事業所で受け入れられている現状が明らかになった。一方, 発達支援の質の部分にはいくつかの課題があることも示され, 質の向上を図る必要性があると思われた。

2. 発達障がい児への支援の質について

発達障がい児に支援を行うためには、それぞれの児の適切な発達評価が必要である。幼児期に発達障がいの特性を示していても、将来も社会適応が困難で、支援を要するかどうかの判断は難しい。しかし、発達上の課題があり、偏りがみられている児に対する早期の対応と生活環境の調整が、児と保護者・家族の生活の長期的な安定に資するということが、従来報告されている^{6~8)}。しかしながら、年齢や発達の状況、発達障がいの特性ごとに、支援の頻度や方法に関して、標準的なものが確立されているとは言い難く、それぞれが現場で試行錯誤しながら取り組んでいるのが現状である。宮尾⁹⁾も、各障がい児の年齢や特性に応じてアプローチをするために、児に対して適切なアセスメントを行うことの重要性を指摘している。しかし、今回の調査では、十分にアセスメントされないままに療育を実施している施設が多い現状が明らかになった。また、発達支援計画作成のためのアセスメントは、保護者の情報や行動観察等によって行われている施設が多く、発達検査による客観的指標に基づいて実施されている施設は少なかった。平成24年度調査においても、発達検査等の客観的評価を踏まえた支援を実施している施設が少なく、アセスメント方法に改善がみられていないと考えられた。

しかし、今回の調査結果から、実際に事業所で導入している発達障がい児への支援は、専門性に基づいた手法によって行われているものも多いという結果も得られた。ただし、施設の職員の知識や経験と職員数の不足が示されたことから、それぞれの事業所が、専門性のある支援について未だ不十分であると認識しているためと考えられた。療育の需要が増加しているという現状の中で、療育に関する情報提供や人材育成、社会資源の充実なども課題と思われた。

今後、さらに、発達障がい児への支援をより効果的なものにするために、施設間で療育についての意見交換や関係者会議の場を設けること、療育の効果を検証すること、年齢や障がいの種類、知的発達の程度に応じた支援の手法を標準化することにも注目する必要があると思われた。ほかにも、年齢や障がいの種類や知的発達の程度に応じた療育の効果検証を通じて手法の標準化が検討されるべきであろう。

3. 地域支援について

療育の効果をより高いものとしていくためには、療育の場で実施されている内容を、実際の生活の場で活かすことが重要であるが、そのためにも保護者や学校・保育園・幼稚園などの関係機関の理解と連携が進むことが期待される。調査結果からは、保護者支援が個人面接に留まっている事業所が多く、発達障がいへの理解を深めるために、行政機関の支援を受けながら研修会などを行っていくことも有用と思われた。

発達障害者支援法に基づいて設置されている各都道府県・政令市の発達障害者支援センターの役割の一つに地域支援機能の強化が掲げられており、大阪市においても発達障害者支援センターにてさまざまな取り組みが行われている。しかし、今回の調査結果では発達障害者支援センターと事業所との連携が十分に行われていないことが明らかになった。今後、支援の専門的知識を十分有する発達障害者支援センターが行政機関との連携の下、地域支援を行っていくことが、各事業所での発達支援の質の向上につながっていくと考えられた。

4. 高機能発達障がい児への支援について

河村らの報告¹⁰⁾では広汎性発達障害(DSM-IV-TR)の累積発生率は1.81%であり、うち境界域以上の知能であったものは66.4%であった。今回の調査結果で回答のあった事業所での利用児童数5,018人のうち、発達障がいの児童は3,652人であり、そのうち知的障がいを伴わない高機能発達障がい児童は854人(23.4%)であり、発達障がい児の中で知的障がいを伴わない高機能発達障がい児童の利用は少ない結果であった(表4)。このことは、知的障がいのない高機能発達障がい児に対する支援において、現在よりも多くの事業所や人材が必要であり、そのニーズが充足できていない可能性があると考えられた。そのため、現時点では知的障がいを伴わない高機能発達障がい児が、児童発達支援事業を適切に利用できていないのではないかと考えられた。

VI. 結 語

今回の調査によって児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所が増加し、発達障がい児が利用する機会が増えたことが明らかになった。発達障がい児への支援においては、発達検査などの客観的な評価を

もとにした個別支援計画による療育の実施が望ましいが、このような事業所はまだ少ないことが示された。また、療育の成果が生活の場でも活かされるためには、研修等によって家族や社会の理解が深まる必要があるが、事業所での取り組みは十分ではなかった。事業所において発達支援の質の向上や均霑化を図るためには、専門知識・経験の集積や人材育成によって事業所の専門性を高めることが重要であり、また行政・福祉機関が情報提供や意見交換、連携などによって事業所を支援することの必要性が示唆された。

謝 辞

本調査にご協力くださいました皆様に厚く御礼申し上げます。

本論文は、第64回日本小児保健協会学術集会にて口演発表いたしました。

利益相反に関する開示事項はありません。

文 献

- 1) 大阪市. “発達障がい者支援体制の構築の取り組み” <http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000210193.html> (参照2016-10-12)
- 2) 大阪市. “平成24年度第2回大阪市障がい者施策推進協議会” <http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000007/7178/0308-12.pdf> (参照2018-6-20)
- 3) 大阪市. “平成28年度第9回大阪市障がい者施策推進協議会” [http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000387/387084/\(9\)sannkousiryoul.pdf](http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000387/387084/(9)sannkousiryoul.pdf) (参照2018-6-20)
- 4) 厚生労働省. “放課後等デイサービスガイドライン” <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000082829.pdf> (参照2019-4-1)
- 5) 厚生労働省. “児童発達支援ガイドライン” <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000171670.pdf> (参照2017-12-1)
- 6) 神尾陽子. 自閉症への多面的アプローチ—発達というダイナミックな視点から. *そだちの科学* 2008; 11: 10-14.
- 7) Barton EE, Lawrence K, Deurluo F. Individualizing interventions for young children with autism in preschool. *Journal of Autism and Developmental Disorder* 2012; 42: 1205-1217.
- 8) Boyd BA, Odom SL, Humphreys BP, et al. Infants and toddlers with autism spectrum disorder. Early identification and early intervention. *Journal of Early Intervention* 2010; 32 (2): 75-98.
- 9) 宮尾益知. 地域リハビリテーションの実際. *総合リハビリテーション* 2016; 44 (9): 791-798.
- 10) 河村雄一, 高橋 脩, 石井 卓. 広汎性発達障害の累積発生率—豊田市での支援システム確立後の再評価—. *精神神経学雑誌* 2009; 111 (5): 479-485.

〔Summary〕

With the revised Child Welfare Law enforced in April 2012, the number of establishments that support children with developmental disorders increased markedly. Children with developmental disorders have become able to receive supports around their home. Based on these circumstances, survey was conducted to investigate the present services at the establishments. We sent out questionnaire research about the specification information and the service condition for 288 establishments in Osaka City, and we got responses from 192 establishments. As a result of analysis, we noted problems in improving quality of support and activity in establishments. It is desirable to have children with developmental disorders to receive supports, but the number of appropriate establishments are not yet enough. To solve these problems, we expect that the administration makes the efforts to support establishments for their appropriate service providing.

〔Key words〕

developmental disorder,
developmental support for children,
after school day service, rehabilitation,
developmental support